場合には、後記第6章の規定により、製造工場承認手数料を電子的に納付しな

新 第3章 業務関連業務 第3章 業務関連業務 第4節 通関関係手続 第4節 通関関係手続 (関税割当証明書の提出猶予の申請) (関税割当証明書の提出猶予の申請) 4-27 4-27 (1) 関税割当証明書の提出の猶予を受けようとする者が、システムを使用し (1) 関税割当証明書の提出の猶予を受けようとする者が、システムを使用し て、当該提出の猶予の申請を行う場合には、「関税割当証明書提出猶予申請業 て、当該提出の猶予の申請を行う場合には、「関税割当証明書提出猶予申請業 務」により、申請者名、申請税関官署等必要事項をシステムに入力し、関税 務」により、申請者名、申請税関官署等必要事項をシステムに入力し、関税 割当証明書提出猶予申請書(税関様式 T第 1000 号)又はメキシコ協定関税割 割当証明書提出猶予申請書(税関様式 T 第 1000 号)に相当する電子ファイル 当証明書提出猶予申請書(税関様式 T第1000-2号)に相当する電子ファイル を添付の上、送信することにより行わせるものとする。 を添付の上、送信することにより行わせるものとする。 (2) (同左) (2) (省略) 第4章 調查保税関連業務 第4章 調查保税関連業務 第2節 保税作業関係手続 第2節 保税作業関係手続 (飼料製造用原料品による製造の終了の届出) (飼料製造用原料品による製造の終了の届出) 2 - 14 2 - 14 (1) (省略) (1) (同左) (2)(1)の届出を行った者が、手数料令第8条第2項に該当する者である場合に (2) (1)の届出を行った者が、手数料令第8条第1項第1号に該当する者である

ければならない。

は、後記第6章の規定により、製造工場承認手数料を電子的に納付しなければ

ならない。